官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件（国土交通一〇〇四）　一
〔その他告示〕
○感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部を改正する件（厚生労働二七八）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一〇七九～一〇八八）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇八九、一〇九〇）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業九一）　四
○令和六年国土交通省告示第六十八号の一部を改正する告示（国土交通一〇〇五）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二〇〇～二〇五）　四
○道路に関する件（関東地方整備局一九三～一九五）　五
○道路に関する件（九州地方整備局七九）　五
〔人事異動〕
内閣　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
労働
最低工賃の改正決定に関する公示（熊本労働局最低工賃公示二）　六
〔公告〕
諸事項
官庁
財団、金融商品取引業者に対する行政処分、財部町土地改良区の定款変更の認可関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　七
会社その他　二九

法規的告示

○国土交通省告示第千四号

建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）第十二条第一項第十四号の規定に基づき、建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（令和元年国土交通省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十九日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（技能実習を行わせる体制の基準） **第一条**　さく井職種、建築板金職種、冷凍空気調和機器施工職種、建具製作職種、建築大工職種、型枠施工職種、鉄筋施工職種、とび職種、石材施工職種、タイル張り職種、かわらぶき職種、左官職種、配管職種、熱絶縁施工職種、内装仕上げ施工職種、サッシ施工職種、防水施工職種、コンクリート圧送施工職種、ウェルポイント施工職種、表装職種、建設機械施工職種、築炉職種、管路更生職種及び鉄工職種に属する作業、塗装職種の建築塗装作業及び鋼橋塗装作業並びに溶接職種に属する作業（以下「建設関係職種等に属する作業」という。）に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、申請者（規則第五条第一項に規定する申請者をいう。以下同じ。）が規則別記様式第1号1欄の⑦において日本標準産業分類D―建設業を選択している場合に限り、次のとおりとする。 一～三　（略）	（技能実習を行わせる体制の基準） **第一条**　さく井職種、建築板金職種、冷凍空気調和機器施工職種、建具製作職種、建築大工職種、型枠施工職種、鉄筋施工職種、とび職種、石材施工職種、タイル張り職種、かわらぶき職種、左官職種、配管職種、熱絶縁施工職種、内装仕上げ施工職種、サッシ施工職種、防水施工職種、コンクリート圧送施工職種、ウェルポイント施工職種、表装職種、建設機械施工職種、築炉職種及び鉄工職種に属する作業、塗装職種の建築塗装作業及び鋼橋塗装作業並びに溶接職種に属する作業（以下「建設関係職種等に属する作業」という。）に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、申請者（規則第五条第一項に規定する申請者をいう。以下同じ。）が規則別記様式第1号1欄の⑦において日本標準産業分類D―建設業を選択している場合に限り、次のとおりとする。 一～三　（略）

附　則

この告示は、令和八年七月二十九日から適用する。

その他告示

○厚生労働省告示第二百七十八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第九条第一項の規定に基づき、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年七月二十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十六　感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	第十六　感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
一・二　（略）	一・二　（略）
三　都道府県等における感染症の予防に関する保健所の体制の確保	三　都道府県等における感染症の予防に関する保健所の体制の確保
1・2　（略）	1・2　（略）
3　都道府県等は、地域の健康危機管理体制を確保するため、本庁に統括保健師を配置するとともに、保健所に保健所長を補佐する総合的なマネジメントを担う保健師を配置することが重要である。	3　都道府県等は、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置することが重要である。
四・五　（略）	四・五　（略）

○農林水産省告示第千七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市山下字治次郎五〇四三の一、五〇四三の四、五〇四五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町富山字字都上一六五九・一六六二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六六二の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市財部町北俣字野段原四三二二の七、四三二二の一四、字竹元五七五二の三、五七五三の七、五七五三の八、五七五五の一、字上粟谷六二七六の一、六二七七、字瀧谷六三一一の一、六三一一の四、六三一一の五、六三一七の三、六三一九の二、六三二六の一、六三二六の二、六三二六の七、六三二八の三、六三三〇の一、六三三〇の二、六三三〇の一六、六三三六、六三三九の三、字南ノ谷七〇八九、七〇九〇の二、字松峯七七八二の一二、字焼尾八七一七の八、八七一七の七〇、八七一七の八〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町中之内字前坪キ三八二三、三八二七の一、三八二七の三から三八二七の五まで、三八三一、三八三七、字下ヲコキ場三八六九の一、三八八四の一、字麦ヶ迫四二七九、字観音段四二九七の二、字ヲコキ場谷四三〇四の二、四三〇六、四三一二、字狩谷四三一九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町泊野字上川平四九二二の七、四九二二の一三、四九二二の四六、四九六二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町伊崎田字札元七四三一の四、七四三六の四(次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市中村町字大谷平六七七七の一、六七七七の二四五、字宇都山七五三四の六、七五三四の八
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町柏原字甲原五一三〇の一五、字松ヶ角五四八〇の一、五四八〇の三、字大谷五七〇四、字柳野山下五八四三の三、五八四三の五、字阿佐川五八六四、五八六五
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於郡大崎町持留字東二九八の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町求名字木場田一二三五七の一・字都畑一二五一二の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県湖南市(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
甲賀市(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第九十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和八年七月二十九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和八年六月二十四日からの大雨に伴う災害	福岡県 柳川市 うきは市 みやま市 八女郡広川町 鹿児島県 薩摩川内市	令和八年六月二十四日から令和八年十月二十八日まで

○国土交通省告示第千五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条の四第三項の規定に基づき、令和六年国土交通省告示第六十八号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月二十九日

国土交通大臣　金子　恭之

令和六年国土交通省告示第六十八号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千百六十六号第二号の規定により指定した国土交通省に設置される電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する港湾管理者 青森県、富山県、石川県、静岡県、境港管理組合、広島県、高知県、福岡県、熊本県、上天草市及び宮崎県	二　法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千百六十六号第二号の規定により指定した国土交通省に設置される電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する港湾管理者 富山県、石川県、静岡県、境港管理組合、高知県、福岡県、熊本県、上天草市及び宮崎県

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○防衛省告示第二百号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十九日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月三日から同月七日までの間、毎日〇六〇〇から一九〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十九日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月三日から同月五日（予備、同月六日及び同月七日）までの間、毎日〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十九日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月四日及び同月五日（予備、同月六日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　東経一二八度四五分五二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)

(エ)

実施艦その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十九日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月五日（予備、同月六日）の〇六三〇から二〇〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦その他

自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十九日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月五日及び同月六日（予備、同月七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
小山市大字羽川字コブタ島五一七番八八から同市大字羽川字コブタ島五一七番九まで	前	一六・〇〇～一六・〇四メートル
	後	一六・〇〇～一九・〇〇　〇・一一五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	小山市大字羽川字コブタ島五一七番八八から同市大字羽川字コブタ島五一七番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月二十九日

○防衛省告示第二百五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十九日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月五日及び同月六日（予備、同月七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東茨城郡茨城町大字長岡字新田三五二三番七三から同町大字長岡字矢頭三五二九番一まで	前	四九・〇一～二三六・六八メートル
	後	三九・六一～一九五・四四　〇〇・四五二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三号	唐津市相知町牟田部字鳥居の元二一五四番九から同市相知町牟田部字四反田二〇二一番七まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月二十九日

人事異動

内閣

外務副大臣　堀井　巌

ペルー国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は令和八年八月十一日までとする（七月二十四日）

国務大臣　赤澤　亮正

内閣府特命担当大臣小野田紀美海外出張不在中内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略及び経済安全保障）事務代理を命ずる（七月二十六日）

（経済産業省大臣官房参事官（商務・サービスグループ・総合調整担当））経済産業事務官　正田　聡

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

（経済産業省大臣官房参事官（戦略輸出総括担当））経済産業技官　江澤　正名

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（総務省大臣官房付）総務事務官　大瀧　洋

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（内閣官房内閣参事官（内閣官房内閣副長官補付））内閣事務官　岩崎林太郎
（内閣官房内閣参事官（内閣感染症危機管理統括庁））同　大川亜沙奈
総務省に出向させる（各通）（七月二十六日）
（総務省大臣官房審議官（地方行政・個人番号制度、地方公務員制度、選挙担当））総務事務官　坂越健一
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（総務省大臣官房付）同　江口友之
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
（外務省大臣官房）外務事務官　市場裕昭
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））に併任する
（財務省大臣官房付）財務事務官　谷口逸生
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に併任する
内閣総務官室に併任する
（総務省大臣官房付）総務事務官　土屋直毅
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（七月二十七日）

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する　枡谷謙一郎
従五位に叙する
多々良正明　中里幸雄
東山光子　本庄裕嗣　藤内俊治
正六位に叙する（各通）
岡澤捷生　越川健夫　佐藤康裕
鈴木昭雄　濱田治夫
従六位に叙する（各通）
泰松秀雄
正七位に叙する（以上六月二十二日）
坂本恒雄
神戸啓夫　込山英雄
竹本勲　谷徹
従五位に叙する（各通）

○叙勲

瑞宝双光章を授ける（各通）（六月二十二日）
東山光子　本庄裕嗣　佐藤康裕
岡澤捷生　中里幸雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
神戸啓夫　込山英雄　坂本恒雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
上江洲智浩　奥崎進　高橋隆
谷徹　村松幹雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
小池誠次　渡邉節夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十三日）
及川保幸
瑞宝単光章を授ける（六月二十四日）
北村克良

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、モルディブの独立記念日につき、七月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、ベルーの独立記念日につき、七月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、タイ国王陛下の御誕生日につき、七月二十七日御祝電を発せられた。

（内閣官房内閣官房副長官補付）　高橋保
（内閣官房内閣参事官（内閣官房内閣副長官補付））　石上清澄
（内閣官房内閣参事官（内閣官房内閣府大臣官房付））　櫻井弘
（内閣官房内閣参事官（内閣官房内閣府本府参事官（内閣官房副長官補付））　村松幹雄
（内閣官房内閣参事官（内閣官房内閣府本府参事官（内閣官房副長官補付））　高橋隆
従六位に叙する（各通）
須藤俊浩　松本吉未
上江洲智浩　奥崎進　佐々木孝一
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
阿部康茂
従七位に叙する（以上六月二十三日）
渡邉節夫
従七位に叙する
高山英夫
従五位に叙する
金牧志衛
正六位に叙する
畑窪田雄一
山田幸雄
梅原四郎　大西重治
鈴木僊　千葉津正
福山九州男　若林治
従六位に叙する（各通）
及川保幸
正七位に叙する
北村克良
従七位に叙する（以上六月二十四日）

官庁報告

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

熊本労働局最低工賃公示第２号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、熊本県電気機械器具製造業最低工賃（令和５年熊本労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年７月29日　　熊本労働局長　金谷　雅也

熊本県電気機械器具製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　熊本県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
ワイヤーハーネス	カプラー差し（電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。）	50センチメートルを超え２メートル以下の電線について行うもの	１本につき　60銭

4　効力発生の日　令和８年８月28日

公告

諸事項

工場財団

富山県中新川郡上市町横法音寺55番地**富士化学工業株式会社**の工場財団に富山県中新川郡上市町郷柿沢１番地の１富士化学工業株式会社郷柿沢工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年７月29日　　富山地方法務局

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

1．商号　ドゥラックアセットマネジメント株式会社
2．本店所在地　東京都港区赤坂５丁目２番33号 Isai Akasaka　７階
3．登録番号　関東財務局長（金商）第3251号
4．登録年月日　令和３年５月13日
5．行政処分の年月日　令和８年６月25日
6．行政処分の内容
関東財務局長（金商）第3251号の登録を取り消す。

令和８年７月29日

関東財務局長　彦谷　直克

財部町土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、鹿児島県及び宮崎県の区域の一部を地区とし、鹿児島県曽於市に事務所を有する財部町土地改良区から申請のあった定款変更は、令和８年７月３日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和８年７月29日

九州農政局長　緒方　和之

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告
除権決定

失踪宣告

失踪に関する届出の催告

相続権主張の催告

破産手続開始

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１０１４号
名古屋市東区筒井町４丁目３８番地
清算株式会社　名東製作所株式会社
代表清算人　谷本洋二
１　決定年月日　令和８年７月１３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１０００３号
仙台市泉区南光台東１丁目３７番１号
清算株式会社　株式会社ｉ環境設計
代表清算人　佐々木忠信
１　決定年月日　令和８年７月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０８８号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
清算株式会社　富士メタル株式会社
１　決定年月日　令和８年７月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１９号

愛知県豊田市保見町上三戸口３５番地
清算株式会社　　エスティエナジー株式会社
代表清算人　　松　尾　崇　弘

１　決定年月日　令和８年７月13日
２　主文　次の協定を認可する。

協　定

１　清算株式会社は、本吉電子工業株式会社を除く協定債権者（以下「本協定債権者」という。）に対し、本協定認可決定確定後、遅滞なく、資産換価代金から清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済する。
２　前項の弁済は、本協定債権者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
３　本協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額について、その債務を免除する。
４　協定債権者本吉電子工業株式会社は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
５　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、本協定債権者が第３項により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（ヒ）第５号

群馬県高崎市上並榎町１１１１番地７
清算株式会社　株式会社シャクナゲ
代表清算人　星野和子

１　決定年月日　令和８年７月14日
２　主文　次の協定を認可する。

協　　定

１　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社シャクナゲ（以下「清算株式会社」という）の特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

２　協定債権の免除

協定債権を有する債権者（以下「協定債権者」という）は、本協定認可決定確定時において、協定債権をすべて免除する。

３　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。

４　追加弁済

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社がこれを速やかに換価し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙協定債権額一覧表記載の協定債権者に対して、対象債権額欄に記載の債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、第２項による免除の効力を失うものとする。

以　上

（別紙省略）

前橋地方裁判所高崎支部

更生手続における包括的禁止命令

令和８年（ミ）第５号

兵庫県伊丹市中央二丁目７番１０－１号
開始前会社　日航日本語学校株式会社

主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。

１　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
２　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
３　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）

令和８年７月１３日

東京地方裁判所民事第２０部

更生手続における保全管理命令

令和８年（ミ）第５号

兵庫県伊丹市中央二丁目７番１０－１号
開始前会社　日航日本語学校株式会社

１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区大手町１－１－２　大手門タワー　西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　弁護士　南　賢一

令和８年７月１３日

東京地方裁判所民事第２０部

監 督 命 令

監督命令取消

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月二十六日
掲載頁　三頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十四日
掲載頁　五頁

令和八年七月二十九日
千葉市美浜区新港三二番地一
（甲）ＳＯＵセレモニー株式会社
代表取締役　松丸　喜樹
秋田県秋田市寺内字三千刈二三八番地一
（乙）株式会社こすもす秋田
代表取締役　松丸　喜樹

合併公告

左記会社は合併して甲及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十四日
掲載頁　五頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十四日
掲載頁　五頁

（丙）掲載　秋田魁新報
掲載の日付　令和八年五月十九日
掲載頁　十九頁

令和八年七月二十九日
千葉市美浜区新港三二―一
（甲）株式会社グッドパートナーズ
代表取締役　松丸　喜樹
東京都足立区扇三丁目一一番二一号トミヤマハイツ一〇二号室
（乙）株式会社セレモ・ワールド
代表取締役　若槻　安啓
秋田市外旭川字三後田七三番地七五
（丙）株式会社花屋
代表取締役　石川　正美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://k.secure.freee.co.jp/companies/110770/announces
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十九日
掲載頁　二頁

令和八年七月二十九日
東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二〇階
（甲）株式会社レミット
代表取締役　内野　順治
北海道苫小牧市若草町五丁目一〇番二四号
（乙）株式会社青葉商事
代表取締役　八木　伸繁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十九日
掲載頁　二頁

令和八年七月二十九日
東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階
（甲）Ａ＆Ｋホールディングス合同会社
代表社員　一般社団法人Ａ＆Ｋ
職務執行者　河原　正幸
東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階
（乙）株式会社Ａ＆Ｋパートナーズ
代表取締役　足立　裕也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し乙および丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十七日
掲載頁　九十五頁（号外第十七号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十二日
掲載頁　九十頁（号外第一六二号）
（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十二日
掲載頁　七十九頁（号外第一六二号）

令和八年七月二十九日
東京都中央区日本橋浜町二丁目三九番二号
（甲）株式会社曙
代表取締役　植草　佳代
東京都中央区日本橋浜町二丁目三九番二号
（乙）株式会社曙豊栄
代表取締役　植草　佳代
東京都中央区日本橋浜町二丁目三九番二号
（丙）曙フーズ株式会社
代表取締役　植草英一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十一日
掲載頁　一五三頁（号外第一六一号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十一日
掲載頁　一五六頁（号外第一六一号）

令和八年七月二十九日
岡山市北区表町一丁目六番一五号
（甲）株式会社岡山ランドリー
代表取締役　佐々木　篤
岡山市南区築港元町一三番二号
（乙）株式会社クリーンエース
代表取締役　佐々木　篤

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　大分合同新聞
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　二十一頁
（乙）掲載　大分合同新聞
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　二十一頁

令和八年七月二十九日
大分県佐伯市葛港一三番九号
（甲）豊海運株式会社
代表取締役　團塚真一郎
大分県佐伯市葛港一八番二号
（乙）大入島フェリー株式会社
代表取締役　團塚真一郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の観光・宿泊施設を対象とする労働者派遣事業を含むリゾート事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十七日
掲載頁　二頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十七日
掲載頁　二頁

令和八年七月二十九日
東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号住友不動産新宿グランドタワー三八Ｆ
（甲）株式会社ワクトリ
代表取締役　杉村　直哉
東京都新宿区西新宿二丁目七番一号小田急第一生命ビル六階
（乙）株式会社ＭＥＤＩＬＣＹ
代表取締役　杉村　直哉

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のあづま小富士第１発電所の太陽光発電の資産に関連する信託受益権の保有に係る事業の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十九日
東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内
（甲）かえでインフラファンド合同会社
代表社員　かえでインフラホールディングス一般社団法人
職務執行者　小口　裕太
東京都千代田区麹町二丁目八番地ＭＬＣ麹町ビル四階フィンポート税理士法人内
（乙）メープルインフラファンド合同会社
代表社員　メープルインフラホールディングス一般社団法人
職務執行者　松本　光博

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の遊技事業及びこれに付帯し又は関連する一切の事業（所在岐阜県本巣市小柿八一三番地　名称マリオンガーデン岐阜本店）に関する権利義務の一部を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月十五日
掲載頁　三頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月十五日
掲載頁　四頁

令和八年七月二十九日
名古屋市中川区外新町一丁目二四番地
（甲）株式会社ＴＲＹ＆ＴＲＵＳＴ
代表取締役　山田　孝志
愛知県半田市青山二丁目二〇番地の七
（乙）富士観光株式会社
代表取締役　杉江　伸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十九日
千葉県松戸市牧の原一丁目一一二番地
合同会社アルシアス
代表社員　金田　英一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十九日
さいたま市緑区大字上野田六九二番地二
小久保智厩舎合同会社
代表社員　小久保　智

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十九日
東京都文京区湯島三丁目三五番一一号ＳＮ湯島ビル八階
合同会社Ａ１
代表社員　清水　義之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社佐仲みそ総本店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十九日

長崎県島原市洗切町丙一四番地

合資会社佐仲みそ総本店

代表社員　佐仲　一郎

効力発生日変更公告

当社は、令和八年七月三十一日予定の吸収分割の効力発生日を令和八年八月三十一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年七月二十九日

神奈川県相模原市中央区富士見三丁目一七番一〇号

株式会社ホームリーダー

代表取締役　菊池　晴利

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月三十日であり、株主総会の決議は令和八年六月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月二十二日

掲載頁　二頁

令和八年七月二十九日

札幌市中央区南三条西五丁目一番一

ダットジャパン株式会社

代表取締役　佐藤　由宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千百二十万六千円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十二日

令和八年七月二十九日

東京都港区赤坂一丁目一四番一四号

株式会社K2Pictures

代表取締役　紀伊　宗之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千二百二十万二千七円（但し、令和八年七月三十日から令和八年八月三十日までの間に募集株式の発行がなされた場合は、当該募集株式の発行により増加する資本金の額を加算した額）減少し、三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十五日

掲載頁　八十七頁（号外第一五八号）

令和八年七月二十九日

東京都港区新橋六丁目五番四号四〇一

株式会社ビズイート

代表取締役　永木　涼

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千三百三十七万円減少し一億円とすることにいたしました。なお、減少する資本金の額の全部を資本準備金とします。

効力発生日は令和八年九月一日であり、株主総会の決議は、令和八年七月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十九日

東京都港区六本木七―三―一二　六本木インターナショナルビル五B

株式会社日本医療連合

代表取締役　竹田　将人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百九十九万九千七百六十円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に資本金の額が増加し、現在資本金の額は二億四千九百九十九万九千七百六十円となっております。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十二日

掲載頁　一〇三頁（号外第九十四号）

令和八年七月二十九日

東京都品川区北品川五丁目五番一五号

株式会社プラゴ

代表取締役　大川　直樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百五十九万円減少し五百四十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、株主総会の決議は、令和八年七月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十九日

広島県三原市宮浦三丁目一六番二四号

株式会社アートプラス

代表取締役　蓮井　孝俊

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年七月二十九日とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。効力発生日は令和八年八月三十日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十九日

神奈川県鎌倉市大船三―二―一五プロシードＨＤ

ＥａｓｔⅡ　株式会社プロシードＨＤ

代表取締役　森山　桂多

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千二万五千円、資本準備金の額を一億九千七百四十七万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ６５株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千二百五十万二十円減少するとともに、資本準備金の額を七億三千九百二十七万六千三百七十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に資本金及び資本準備金の額が増加し、現在資本金の額は一億七千二百五十万二十円、資本準備金の額は八億一千六十五万五千二十円となっております。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月十九日

掲載頁　四頁

令和八年七月二十九日

東京都豊島区高田二丁目一七番二二号目白中野ビル六F　株式会社Z―Works

代表取締役　髙橋　達也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千七百五十万円、資本準備金の額を四億九千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　六十一頁（号外第九十号）

令和八年七月二十九日

名古屋市中村区名駅一丁目一番一号ＪＰタワー名古屋二一Ｆ　ＶＦＲ株式会社

代表取締役　蓬田　和平

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十九日

東京都港区西新橋三丁目五番二号

上田株式会社

代表取締役　上田　知弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十九日

奈良県奈良市都祁白石町一二二一番地

株式会社関西高圧容器検査所

代表取締役　穴田　雅昭

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資のうち四千百五十万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は効力発生日である令和八年九月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年七月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス1特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/dp9xujdt/

令和八年七月二十九日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

エイパック・ワン特定目的会社

取締役　アルバート・スギアント

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/ava8cpkj/

令和八年七月二十九日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

エイパック・ツー特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和八年七月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス1特定目的会社

取締役　髙山　知也

債権申出の公告（第二回）

当社は、令和八年七月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十九日

大阪市中央区安土町一丁目八番一五号野村不動産大阪ビル八階　ＡＣＳ株式会社

確定給付企業年金清算人　宮川　三生

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日、厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十九日

鹿児島県鹿児島市真砂本町三番六七号

株式会社南九州ファミリーマート

確定給付企業年金清算人　月野　寛之

訂正公告

令和八年七月二十四日（号外第一六六号）掲載の合併公告（枠組）及び決算公告（枠組）中、乙の商号「北日本食品株式会社」とあるは「北日本食品販売株式会社」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月二十九日

北海道茅部郡鹿部町字宮浜三二一番地

（甲）株式会社道南冷蔵

代表取締役　髙田　浩二

札幌市西区山の手三条十一丁目一番一四号

（乙）北日本食品販売株式会社

代表取締役　髙田　弘之

訂正公告

令和八年七月二十一日（号外第一六一号）掲載の第十期決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月二十九日

東京都江東区青海一丁目三番一号

トヨタアルバルク東京株式会社

代表取締役社長　林　邦彦

訂正公告

令和八年七月十七日（号外第一六〇号）掲載の決算公告（枠組）中、「第10期決算公告」とあるは「第１期決算公告」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月二十九日

愛知県安城市三河安城町一丁目一一番地二

三河アリーナ株式会社

取締役社長　白井　博

取消公告

令和八年七月一日掲載の福島家庭裁判所いわき支部に係る令和七年（家）第七一九五号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告は取り消します。

正　誤

令和八年七月二十七日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

文部科学大臣　松本　洋平